

改正

令和3年3月29日告示第58号

令和8年3月31日告示第55号

伊豆市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の生命の安全を確保するため、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。以下同じ。）により市民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する危険住宅の移転事業を行う者（以下「移転者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次の各号のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は市長が是正勧告等を行ったものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき静岡県知事が静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17条。以下「県条例」という。）第3条の規定により指定した災害危険区域
- (2) 法第40条の規定に基づき県条例第10条の規定により建築を制限している区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条の規定に基づき静岡県知事が指定した土砂災害特別警戒区域
- (4) 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、前号に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- (5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた区域

2 この告示において「移転事業」とは危険住宅の除却等を行う事業又は危険住宅の除去等を行い、危険住宅に代わる住宅を安全な場所に建設等する事業をいう。

(補助の対象等)

第3条 市長は、移転者に対し、次に掲げる経費の全部について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- (1) 市内に存する危険住宅の除却等に要する経費（1戸当たり97万5千円を限度とする。）
- (2) 市内に存する危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。以下「住宅建設等」という。）をするために要する資金を金融機関その他の機関（以下「金融機関等」という。）から借り入れた場合における当該借入金利子（年利率8.5パーセントを限度とする。）に相当する額の経費（建物にあっては465万円、土地取得にあっては206万円、敷地造成にあっては60万8千円を限度とし、市内に建設又は購入をする場合に限る。）

(補助金の交付申請及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする移転者は、伊豆市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 危険住宅又はその敷地が申請者の所有に属さない場合は、所有者の同意書（様式第3号）及び印鑑登録証明書
- (3) 危険住宅の状況を示す写真（2方向以上から撮影したもの）
- (4) 危険住宅の敷地が借地の場合は、借地契約書の写し又は借地を証明する書類並びに当該土

地所有者の誓約書（様式第4号）及び印鑑登録証明書

- (5) 危険住宅の所有を証明する書類（危険住宅が借家の場合は、借家契約書の写し又は借家を証明する書類）
- (6) 危険住宅が所在する土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (7) 危険住宅の除却等の場合は、見積書の写し
- (8) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入の場合は、金融機関等が発行する融資又は融資予定の証明書類
- (9) 危険住宅及び移転先の位置図、平面図（配置図）
- (10) がけの断面図
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、当該申請が適当と認めるときは補助金の交付を決定し、伊豆市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第5号）より申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第5条 市長は、補助金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をするために金融機関等から借り入れた資金の借入れの条件を変更しないこと。
 - (2) 危険住宅の除却等をした跡地には、新たに住宅の建設をしないこと。
 - (3) 危険住宅の除却等をした跡地に、市長が標識（様式第6号）を設置するものとする。
 - (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
 - (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後10年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）において耐用年数が10年未満のものにあっては耐用年数）以内に、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。
 - (6) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
 - (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- （変更等の承認申請）

第6条 第4条第2項に規定する交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移転事業の経費の配分又は内容を変更しようとするときは、伊豆市がけ地近接等危険住宅移転事業計画変更承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、移転事業を中止し、又は廃止しようとするときは、伊豆市がけ地近接等危険住宅移転事業（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）を速やかに市長に提出し、その承認を受けるものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、移転事業が完了したときは、伊豆市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 新住宅の法第6条第4項の規定による確認済証の写し
- (2) 新住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合することを確認できる書類

- (3) 新住宅及び旧住宅跡地の写真（2方向以上から撮影したもの）
- (4) 危険住宅の除却費等の領収書の写し又はこれに代わる書類
- (5) 住宅建設又は購入の場合は、資金の借入金額及び利子総額等を証明する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、伊豆市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 交付決定者は、前条の確定通知書を受領したときは、受領した日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、伊豆市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第10条 市長が補助金の交付をする場合において、補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）があるときの取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、申請者は、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 交付決定者は、第7条の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 実績報告に基づき市長が当該補助金の額を確定した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、交付決定者は、その金額（前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、前条の規定のほか、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。
- (2) 建築関係法令に違反して建築物を建築したとき。
- (3) 工事の完了が著しく遅れたとき。
- (4) 工事を中止したとき。
- (5) 虚りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消し、若しくは停止し、又は交付した補助金の返還を決定したときは、交付決定者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた交付決定者は、市長の発する納入通知書により、その補助金を返納しなければならない。

（補則）

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日告示第58号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日告示第55号）
この告示は、令和8年4月1日から施行する。